

令和6年第3回神奈川県議会定例会

提出議案説明附属資料

(9月9日提案分)

環境農政局

目

次

ページ

1	神奈川県地球温暖化対策推進条例 新旧対照表	1
2	神奈川県生活環境の保全等に関する条例 新旧対照表	9

1 神奈川県地球温暖化対策推進条例（平成21年神奈川県条例第57号）新旧対照表

改 正	現 行
<p>目次</p> <p>第1章（略）</p> <p>第2章 地球温暖化対策に関する施策</p> <p>第1節～第9節（略）</p> <p><u>（削除）</u></p> <p><u>第10節 広域的な連携による地球温暖化対策の推進（第49条・第50条）</u></p> <p>第3章 雑則（<u>第51条～第56条</u>）</p> <p>附則</p> <p>第1条～第7条（略）</p> <p>（県の施策等の企画等に当たっての配慮）</p> <p>第8条 県は、<u>法第21条第9項</u>に定めるもののほか、地球温暖化に影響を及ぼすと認められる施策及び事業の企画及び実施に当たっては、地球温暖化の防止について配慮するものとする。</p> <p>第9条・第10条（略）</p> <p><u>（事業活動温暖化対策計画書等の提出等）</u></p> <p>第11条 特定大規模事業者は、規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した計画書（以下「事業活動温暖化対策計画書」という。）を<u>事業活動温暖化対策指針に基づき</u>作成し、規則で定める日までに、知事に提出しなければならない。</p> <p>（1）（略）</p> <p>（2）事業活動に伴う温室効果ガスの排出量の削減に係る事項であって規則で定めるもの</p> <p><u>（削除）</u></p> <p><u>（削除）</u></p> <p><u>（3）・（4）</u>（略）</p> <p><u>（削除）</u></p> <p>2 前項の規定により事業活動温暖化対策計画書を提出した特定大規模事業者（以下「計画書提出特定大規模事業者」という。）は、</p>	<p>目次</p> <p>第1章（略）</p> <p>第2章 地球温暖化対策に関する施策</p> <p>第1節～第9節（略）</p> <p><u>第10節 事業の登録（第49条～第52条）</u></p> <p><u>第11節 広域的な連携による地球温暖化対策の推進（第53条・第54条）</u></p> <p>第3章 雑則（<u>第55条～第60条</u>）</p> <p>附則</p> <p>第1条～第7条（略）</p> <p>（県の施策等の企画等に当たっての配慮）</p> <p>第8条 県は、<u>法第21条第8項</u>に定めるもののほか、地球温暖化に影響を及ぼすと認められる施策及び事業の企画及び実施に当たっては、地球温暖化の防止について配慮するものとする。</p> <p>第9条・第10条（略）</p> <p><u>（事業活動温暖化対策計画書の提出等）</u></p> <p>第11条 特定大規模事業者は、規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した計画書（以下「事業活動温暖化対策計画書」という。）を_____作成し、規則で定める日までに、知事に提出しなければならない。</p> <p>（1）（略）</p> <p>（2）事業活動に伴う温室効果ガスの排出量_____</p> <p><u>（3）事業活動に伴う温室効果ガスの排出量の削減を図るための基本方針に係る事項</u></p> <p><u>（4）温室効果ガスの排出量の削減の目標及び当該目標を達成するための措置の内容に係る事項</u></p> <p><u>（5）・（6）</u>（略）</p> <p>2 前項の規定による事業活動温暖化対策計画書の作成に当たっては、<u>特定大規模事業者は、同項第3号から第6号までに掲げる事項については、事業活動温暖化対策指針に基づく検討の結果に基づいて記載しなければならない。</u></p> <p>3 第1項の規定により事業活動温暖化対策計画書を提出した特定大規模事業者（以下「計画書提出特定大規模事業者」という。）は、</p>

改 正	現 行
<p>同項各号に掲げる事項に変更があったとき、又は当該事業活動温暖化対策計画書に記載された事業を廃止し、休止し、若しくは再開したときは、速やかに、その旨を_____知事に届け出なければならない。ただし、規則で定める軽微な変更については、この限りでない。</p> <p>3 <u>特定大規模事業者以外の事業者（以下「中小規模事業者」という。）は、規則で定めるところにより、第1項第1号、第2号及び第4号に掲げる事項を記載した計画書（以下「中小規模事業者用事業活動温暖化対策計画書」という。）を事業活動温暖化対策指針に基づき作成し、規則で定める日までに、知事に提出することができる。</u></p> <p>4 <u>第2項の規定は、前項の規定により中小規模事業者用事業活動温暖化対策計画書を提出した中小規模事業者（以下「計画書提出中小規模事業者」という。）について準用する。この場合において、第2項中「同項各号」とあるのは「第1項第1号、第2号若しくは第4号」と、「又は」とあるのは「当該中小規模事業者用事業活動温暖化対策計画書に係る計画を中止したとき、又は」と読み替えるものとする。</u></p> <p><u>(削除)</u></p> <p><u>(削除)</u></p> <p><u>(事業活動に係る計画書の作成等への協力)</u></p> <p>第12条 <u>事業活動温暖化対策計画書又は中小規模事業者用事業活動温暖化対策計画書（以下「事業活動に係る計画書」という。）を提出する事業者が設置し、又は管理する施設、事業所等の一部を使用して事業活動を行う事業</u></p>	<p>同項各号に掲げる事項に変更があったとき、又は当該事業活動温暖化対策計画書に記載された事業を廃止し、休止し、若しくは再開したときは、速やかに、その旨を<u>規則</u>で定めるところにより知事に届け出なければならない。ただし、規則で定める軽微な変更については、この限りでない。</p> <p><u>(新規)</u></p> <p>4 <u>特定大規模事業者以外の事業者（第13条において「中小規模事業者等」という。）は、規則で定めるところにより、事業活動温暖化対策計画書を作成し、知事に提出することができる。</u></p> <p>5 <u>第1項から第3項までの規定は、前項の事業活動温暖化対策計画書について準用する。この場合において、第3項中「変更があったとき」とあるのは、「変更があったとき、当該事業活動温暖化対策計画書に係る計画を中止したとき」と読み替えるものとする。</u></p> <p>6 <u>計画書提出特定大規模事業者が、第1項の規定による提出の後特定大規模事業者に該当しないこととなった場合における当該提出に係る事業活動温暖化対策計画書は、第4項の規定により提出された事業活動温暖化対策計画書とみなす。</u></p> <p><u>(施設、事業所等を設置し、又は管理する事業者への協力)</u></p> <p>第12条 <u>事業活動温暖化対策計画書_____を提出する事業者が設置し、又は管理する施設、事業所等の一部を使用して事業活動を行う事業</u></p>

改 正	現 行
<p>者は、その使用に係る施設、事業所等を設置し、又は管理する事業者による<u>事業活動に係る計画書の</u>作成に協力するよう努めるとともに、当該<u>事業活動に係る計画書に</u>基づく地球温暖化対策の推進について協力するよう努めなければならない。</p> <p>(中小規模事業者に対する支援等)</p> <p>第13条 県は、<u>中小規模事業者</u>による地球温暖化対策を促進するため、<u>中小規模事業者</u>に対し、情報の提供、助言その他の必要な支援を行うよう努めるものとする。</p> <p>2 県は、<u>中小規模事業者による地球温暖化対策を促進するため、中小規模事業者用事業活動温暖化対策計画書を提出し、当該中小規模事業者用事業活動温暖化対策計画書に基づき優れた地球温暖化対策を行おうとする中小規模事業者に対する支援その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。</u></p> <p>(実績報告書等の提出)</p> <p>第14条 <u>計画書提出特定大規模事業者は、</u>  <u>事業活動温暖化対策計画書を提出した日の属する事業年度の翌事業年度から当該事業活動温暖化対策計画書に係る計画の期間</u>が終了する日の属する<u>事業年度の翌事業年度</u>までの毎事業年度、当該事業活動温暖化対策計画書に記載された事業活動に伴う温室効果ガスの排出の状況その他の規則で定める事項を記載した報告書(以下「<u>実績報告書</u>」という。)を<u>事業活動温暖化対策指針に基づき</u>作成し、規則で定める日までに、知事に提出しなければならない。</p> <p>2 <u>計画書提出中小規模事業者は、中小規模事業者用事業活動温暖化対策計画書を提出した日の属する事業年度の翌事業年度から当該中小規模事業者用事業活動温暖化対策計画書に係る計画の期間が終了する日の属する事業年度の翌事業年度までの毎事業年度、当該中小規模事業者用事業活動温暖化対策計画書に記載された事業活動に伴う温室効果ガスの排出の状況その他の規則で定める事項を記載した報告書(以下「中小規模事業者用実績報告</u></p>	<p>者は、その使用に係る施設、事業所等を設置し、又は管理する事業者による<u>事業活動温暖化対策計画書の</u>作成に協力するよう努めるとともに、当該<u>事業活動温暖化対策計画書に</u>基づく地球温暖化対策の推進について協力するよう努めなければならない。</p> <p>(中小規模事業者等に対する支援)</p> <p>第13条 県は、<u>中小規模事業者等</u>による地球温暖化対策を促進するため、<u>中小規模事業者等</u>に対し、情報の提供、助言その他の必要な支援を行うよう努めるものとする。</p> <p>2 県は、<u>事業活動温暖化対策計画書を提出し、優れた地球温暖化対策を行おうとする中小規模事業者等</u>に対し、<u>技術的指導その他の当該事業活動温暖化対策計画書に基づき地球温暖化対策の推進に関し必要な支援を行うよう努めるものとする。</u></p> <p>(排出状況報告書の提出)</p> <p>第14条 <u>事業活動温暖化対策計画書を提出した事業者(以下「計画書提出事業者」という。)</u>は、当該<u>事業活動温暖化対策計画書を提出した日の属する事業年度の翌事業年度から当該事業活動温暖化対策計画書に係る計画の期間(次条において「計画期間」という。)</u>が終了する日の属する<u>事業年度</u>までの毎事業年度、規則で定めるところにより、当該事業活動温暖化対策計画書に記載された事業活動に伴う温室効果ガスの排出の状況<u>を</u>記載した報告書(第16条において「<u>排出状況報告書</u>」という。)を<u>作成し、規則で定める日までに、知事に提出しなければならない。</u></p> <p>(新規)</p>

改 正	現 行
<p><u>書」という。)を事業活動温暖化対策指針に基づき作成し、規則で定める日までに、知事に提出しなければならない。</u></p> <p><u>3 前2項の規定は、第11条第2項(同条第4項において準用する場合を含む。)の規定により事業の廃止の届出を行った場合その他の規則で定める場合については、適用しない。</u></p> <p><u>(削除)</u></p> <p><u>(事業活動温暖化対策計画書等の概要の公表)</u></p> <p><u>第15条 知事は、事業活動に係る計画書及び実績報告書又は中小規模事業者用実績報告書が提出されたときは、インターネットの利用その他の方法により、遅滞なく、当該提出に係る計画書提出特定大規模事業者又は計画書提出中小規模事業者(以下「計画書提出事業者」という。)の氏名又は名称その他の規則で定める事項を公表するものとする。</u></p> <p><u>(実績報告書等の評価及びその公表)</u></p> <p><u>第16条 知事は、実績報告書の提出があったときは、規則で定めるところにより、事業活動温暖化対策指針に基づき、当該計画書提出特定大規模事業者の実績等について評価を行うものとする。</u></p> <p><u>2 計画書提出中小規模事業者は、中小規模事業者用実績報告書を提出した場合は、前項の規定による評価に準ずる評価を行うことを知事に求めることができる。</u></p> <p><u>3 知事は、前項の規定により評価を行うことを求められたときは、規則で定めるところにより、事業活動温暖化対策指針に基づき、当</u></p>	<p><u>(新規)</u></p> <p><u>(結果報告書の提出)</u></p> <p><u>第15条 計画書提出事業者は、計画期間が終了する日又は第11条第3項(同条第5項において準用する場合を含む。)の規定による届出(事業活動温暖化対策計画書に記載された事業の廃止(同項において準用する場合にあつては、当該廃止及び計画の中止)に係るものに限る。)をした日から規則で定める日までに、計画期間中の事業活動に伴う温室効果ガスの排出の状況及び事業活動温暖化対策計画書に基づいて実施した地球温暖化対策の実施の結果を記載した報告書(次条において「結果報告書」という。)を作成し、規則で定めるところにより、知事に提出しなければならない。</u></p> <p><u>(事業活動温暖化対策計画書等の概要の公表)</u></p> <p><u>第16条 知事は、事業活動温暖化対策計画書、排出状況報告書及び結果報告書_____が提出されたときは、インターネットの利用その他の方法により、遅滞なく、当該提出に係る計画書提出事業者_____の氏名又は名称その他の規則で定める事項を公表するものとする。</u></p> <p><u>(新規)</u></p>



改 正	現 行
<p><u>た場合は、これを提示しなければならない。</u></p> <p>第18条～第48条 (略)</p> <p><u>(削除)</u></p>	<p>第18条～第48条 (略)</p> <p>第10節 事業の登録</p> <p><u>(他の者の温室効果ガスの排出の量の削減に貢献する事業の登録)</u></p> <p>第49条 事業者は、他の者の温室効果ガスの排出の量の削減に貢献する事業であって規則で定めるものに関し、次に掲げる事項（以下「登録事項」という。）について、知事の登録を受けることができる。</p> <p>(1) 登録に係る事業の名称</p> <p>(2) 登録に係る事業の概要</p> <p>(3) その他規則で定める事項</p> <p>2 <u>前項の登録（以下「事業の登録」という。）を受けようとする事業者は、規則で定めるところにより、知事に申請しなければならない。</u></p> <p>3 <u>知事は、前項の規定による申請があったときは、登録事項を規則で定める登録簿に登録するものとする。ただし、当該申請に係る事項が虚偽である場合その他の規則で定める場合は、事業の登録を拒むことができる。</u></p> <p>4 <u>知事は、インターネットの利用その他の方法により、前項の登録簿その他規則で定めるものを公表するものとする。</u></p> <p><u>(変更の申請)</u></p> <p>第50条 <u>事業の登録を受けた事業者（以下「登録事業者」という。）は、前条第1項第2号に掲げる登録事項を変更しようとするときは、規則で定めるところにより、登録事項の変更を知事に申請しなければならない。</u></p> <p>2 <u>前条第3項の規定は、前項の規定による申請について準用する。この場合において、同条第3項中「前項」とあるのは「第50条第1項」と、「登録事項を規則で定める登録簿に登録するものとする」とあるのは「当該申請に係る登録事項の変更を行うものとする」と、「事業の登録」とあるのは「当該変更」と読み替えるものとする。</u></p> <p><u>(変更又は廃止の届出)</u></p> <p>第51条 <u>登録事業者は、登録事項（第49条第1項第2号に掲げる登録事項を除く。）に変更があったとき、又は事業の登録に係る事業を廃止したときは、遅滞なく、当該変更に係る</u></p>

改 正	現 行
<p>第10節 (略)</p> <p>第49条・第50条 (略)</p> <p>(勧告)</p> <p>第51条 知事は、次の各号のいずれかに該当する者に対し、期限を定めて、必要な措置を講ずるよう勧告することができる。</p> <p>(1) 第11条第1項、<u>第14条第1項若しくは第2項</u>、第19条第1項又は第34条第1項の規定による提出をせず、又は虚偽の提出をした者</p> <p>(2) <u>第11条第2項</u>(同条第4項において準用する場合を含む。)、第20条第1項、第21条、第22条、第26条第1項(同条第2項において準用する場合を含む。)、第27条第1項、第29条第2項(同条第3項において準用する場合を含む。))又は第35条から第37条までの規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者</p> <p>(3) <u>第11条第3項</u>の規定による<u>中小規模事業者用事業活動温暖化対策計画書</u>又は第19条第3項の規定による建築物温暖化対策計画書に虚偽の記載をして提出した者</p> <p>(4)・(5) (略)</p> <p>第52条・第53条 (略)</p> <p><u>(神奈川県地球温暖化対策計画書審査会)</u></p> <p>第54条 知事は、次に掲げる場合には、神奈川</p>	<p><u>事項又は事業を廃止した旨を知事に届け出なければならない。</u></p> <p>2 <u>知事は、前項の規定による届出があったときは、事業の登録を変更し、又は抹消するものとする。</u></p> <p><u>(事業の登録の抹消)</u></p> <p>第52条 <u>知事は、次の各号のいずれかに該当するときは、事業の登録を抹消することができる。</u></p> <p>(1) <u>事業の登録に係る事業を廃止したことが明らかになった場合で、前条第1項の規定による届出がないとき。</u></p> <p>(2) <u>事業の登録に係る事業に関し法令又は条例に違反したとき。</u></p> <p>(3) <u>事業の登録の内容と異なる事業を行っていることが明らかになった場合で、事業の登録を抹消する必要があると認めるとき。</u></p> <p>第11節 (略)</p> <p>第53条・第54条 (略)</p> <p>(勧告)</p> <p>第55条 知事は、次の各号のいずれかに該当する者に対し、期限を定めて、必要な措置を講ずるよう勧告することができる。</p> <p>(1) 第11条第1項、<u>第14条、第15条</u>、第19条第1項又は第34条第1項の規定による提出をせず、又は虚偽の提出をした者</p> <p>(2) <u>第11条第3項</u>(同条第5項において準用する場合を含む。)、第20条第1項、第21条、第22条、第26条第1項(同条第2項において準用する場合を含む。)、第27条第1項、第29条第2項(同条第3項において準用する場合を含む。))又は第35条から第37条までの規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者</p> <p>(3) <u>第11条第4項</u>の規定による<u>事業活動温暖化対策計画書</u>又は第19条第3項の規定による建築物温暖化対策計画書に虚偽の記載をして提出した者</p> <p>(4)・(5) (略)</p> <p>第56条・第57条 (略)</p> <p><u>(新規)</u></p>

改 正	現 行
<p><u>県地球温暖化対策計画書審査会（次項において「審査会」という。）の意見を聴かなければならない。</u></p> <p><u>（1） 第16条第1項又は第3項の規定により評価を行おうとするとき。</u></p> <p><u>（2） 前号に掲げる場合のほか、この条例（第2章第2節から第4節までに限る。）の施行に関する重要事項を決定しようとするとき。</u></p> <p><u>2 知事は、次に掲げる場合には、審査会の意見を聴くことができる。</u></p> <p><u>（1） 事業活動温暖化対策指針、建築物温暖化対策指針又は特定開発事業温暖化対策指針を変更しようとするとき。</u></p> <p><u>（2） 第17条第1項、第31条第1項又は第39条第1項の規定により指導、助言等を行おうとするとき。</u></p> <p><u>（3） 第39条第2項の規定により改善を求めようとするとき。</u></p> <p><u>（4） 前3号に掲げる場合のほか、この条例（第2章第2節から第4節までに限る。）の施行に関する事項（前項第2号に掲げる事項を除く。）を決定しようとするとき。</u></p> <p><u>（削除）</u></p> <p>第55条・第56条 （略）</p>	<p><u>（神奈川県地球温暖化対策計画書審査会）</u></p> <p><u>第58条 知事は、第17条第2項又は第39条第2項の規定により改善を求めようとするときは、神奈川県地球温暖化対策計画書審査会の意見を聴かなければならない。</u></p> <p>第59条・第60条 （略）</p>

新旧対照表

2 神奈川県生活環境の保全等に関する条例

新	旧
<p>目次 第1章～第4章 (略) 第5章 事業所における環境負荷の低減等 第1節 (略) 第2節 化学物質の適正な管理 (第39条～<u>第42条の4</u>)</p>	<p>目次 第1章～第4章 (略) 第5章 事業所における環境負荷の低減等 第1節 (略) 第2節 化学物質の適正な管理 (第39条～<u>第42条の3</u>)</p>
<p>第3節～第5節 (略) 第6章～第14章 (略) 附則</p>	<p>第3節～第5節 (略) 第6章～第14章 (略) 附則</p>
<p>(<u>第一種指定化学物質の取扱量等の報告</u>)</p>	<p>(<u>化学物質管理目標の作成等</u>)</p>
<p>第42条 事業者のうち、特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律第2条第5項に規定する第一種指定化学物質等取扱事業者 (<u>第42条の4第1項において「第一種指定化学物質等取扱事業者」という。</u>) に該当する者は、同法第5条第2項の規定に基づく届出の際に、規則で定めるところにより、当該届出に係る第一種指定化学物質 (同法第2条第2項に規定する第一種指定化学物質をいう。以下この条及び<u>第42条の4第1項において同じ。</u>) の取扱量その他の規則で定める事項を知事に報告しなければならない。 (削除)</p>	<p>第42条 事業者のうち、特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律第2条第5項に規定する第一種指定化学物質等取扱事業者に該当する者は、同法第5条第2項の規定に基づく届出の際に、規則で定めるところにより、当該届出に係る第一種指定化学物質 (同法第2条第2項に規定する第一種指定化学物質をいう。以下この項において同じ。) の管理に関する目標 (以下「<u>化学物質管理目標</u>」という。) を作成し、当該化学物質管理目標及び当該届出に係る<u>第一種指定化学物質の取扱量</u>その他の規則で定める事項を知事に報告しなければならない。 <u>2 前項の規定により化学物質管理目標を作成した事業者は、当該化学物質管理目標の達成の状況について、規則で定めるところにより、知事に報告しなければならない。</u></p>
<p>2 知事は、<u>前項</u>の規定により報告された事項を、規則で定めるところにより取りまとめ、その結果を公表するものとする。</p>	<p>3 知事は、<u>前2項</u>の規定により報告された事項を、規則で定めるところにより取りまとめ、その結果を公表するものとする。</p>
<p>3 第1項の規定により<u>第一種指定化学物質の取扱量等</u>を報告した事業者は、県民に対し、当該報告に係る情報を提供するよう努めなければならない。</p>	<p>4 第1項の規定により<u>化学物質管理目標</u>を作成した事業者は、県民に対し、当該化学物質管理目標及び当該化学物質管理目標の達成の状況に関する情報を提供するよう努めなければならない。</p>
<p>4 知事は、前項の規定により事業者が<u>第一種指定化学物質の取扱量等の報告</u>に係る情報を県民に提供するに当たり、助言その他の支援を行うものとする。</p>	<p>5 知事は、前項の規定により化学物質管理目標を作成した事業者が<u>当該化学物質管理目標及び当該化学物質管理目標の達成の状況</u>に関する情報を県民に提供するに当たり、助言その他の支援を行うものとする。</p>
<p>(化学物質の自主的な管理の状況の報告)</p>	<p>(化学物質の自主的な管理の状況の報告)</p>
<p>第42条の3 指定事業所の設置者 (当該指定事業所が、第18条第1項の規定により認定された環境管理事業所又は第18条の2第1項の規定により認定された優良環境管理事業所である場合を除く。) は、規則で定める期間ごとに、次に掲げる事項を知事に報告しなければならない。ただし、<u>初回の報告</u>を除き、当該期間中に排煙指定物質若しくは</p>	<p>第42条の3 指定事業所の設置者 (当該指定事業所が、第18条第1項の規定により認定された環境管理事業所又は第18条の2第1項の規定により認定された優良環境管理事業所である場合を除く。) は、規則で定める期間ごとに、次に掲げる事項を知事に報告しなければならない。</p>

<p><u>排水指定物質の排出、特定有害物質の製造、使用、処理若しくは保管又は第5号に規定する炭化水素系特定物質の発生がない場合は、この限りでない。</u></p>	
<p>(1)～(6) (略)</p>	<p>(1)～(6) (略)</p>
<p>2 (略)</p>	<p>2 (略)</p>
<p>(化学物質管理計画書の作成及び提出)</p>	<p>(新規)</p>
<p><u>第42条の4 第一種指定化学物質等取扱事業者その他の規則で定める者は、第一種指定化学物質の漏えい等を防止するため、事業所ごとに、当該第一種指定化学物質を適正に管理するための措置を定め、当該措置を記載した書類（以下この条において「化学物質管理計画書」という。）を作成し、当該化学物質管理計画書の内容を誠実に実施しなければならない。</u></p>	
<p>2 <u>前項の規定により化学物質管理計画書を作成した事業者は、規則で定めるところにより、当該化学物質管理計画書を知事に提出しなければならない。化学物質管理計画書に記載した内容を変更したときも、同様とする。</u></p>	
<p>3 <u>知事は、前項の規定による化学物質管理計画書の提出があったときは、必要に応じ、助言その他の支援を行うものとする。</u></p>	
<p>(違反者等への勧告)</p>	<p>(違反者等への勧告)</p>
<p>第110条の2 <u>知事は、第6条、第21条、第22条第2項（同条第3項において準用する場合を含む。）、第33条の2、第42条第1項、第42条の3第1項、第42条の4第1項若しくは第2項、第51条から第52条の6まで、第58条の3、第59条第1項若しくは同条第2項若しくは第3項（第63条の2第2項において準用する場合を含む。）、第60条第1項、第2項若しくは第4項から第6項まで、第60条の2、第62条若しくは第62条の2（第63条の3において準用する場合を含む。）又は第63条の2第1項、第77条、第78条第2項若しくは第3項、第85条第2項、第88条第2項若しくは第3項、第94条、第95条第2項、第96条の8、第99条第1項から第3項まで、第100条若しくは第101条の規定（次条において「第6条等の規定」という。）に違反している者又はそのおそれがある者に対し、必要な措置を講ずべきことを勧告することができる。</u></p>	<p>第110条の2 <u>知事は、第6条、第21条、第22条第2項（同条第3項において準用する場合を含む。）、第33条の2、第42条第1項若しくは第2項、第42条の3第1項、第51条から第52条の6まで、第58条の3、第59条第1項若しくは同条第2項若しくは第3項（第63条の2第2項において準用する場合を含む。）、第60条第1項、第2項若しくは第4項から第6項まで、第60条の2、第62条若しくは第62条の2（第63条の3において準用する場合を含む。）又は第63条の2第1項、第77条、第78条第2項若しくは第3項、第85条第2項、第88条第2項若しくは第3項、第94条、第95条第2項、第96条の8、第99条第1項から第3項まで、第100条若しくは第101条の規定（次条において「第6条等の規定」という。）に違反している者又はそのおそれがある者に対し、必要な措置を講ずべきことを勧告することができる。</u></p>
<p>2 (略)</p>	<p>2 (略)</p>